

# 東長崎 非公認ロゴマーク使用規約

制定：令和2年8月1日

## 1. 目的

豊島区の「東長崎駅」周辺の長崎地域の振興、地域貢献、ブランド化・認知度向上のため、「東長崎非公認ロゴマーク（以下、別紙に定めるロゴマークを総じて「ロゴマーク」という。）」の店頭、広告等への掲示等により、地域住民、消費者及び事業者からの識別性を向上させ、地域振興の取組を推進させるとともに、情報発信を行うことを目的として定めたロゴマークの適正使用のため、この使用規約（以下、「本規約」という。）を定める。

## 2. 使用の基準

- (1) このロゴマークは、無断で使用することはできない。
- (2) このロゴマークの使用については、特定非営利活動法人 NPO あおぞら(以下、NPO あおぞら)内に設置したロゴマーク事務局（以下、「事務局」という。）が事務を執り行う。
- (3) このロゴマークの使用を事務局に承認された者（通常使用者。以下、「使用者」という。）は、第三者にロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡等することはできない。
- (4) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできない。
  - ・ 公序良俗に反するものに使用すること
  - ・ 法令及び規則などに違反するものに使用すること
  - ・ ロゴマークは、特定の製品の性能を示すものではなく、また特定の商品名やブランド名として使用することはできない。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告等に利用される場合。
  - ・ 本規約に反して使用すること
- (5) このロゴマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。
- (6) ロゴマーク使用に関する諸解釈の権限は NPO あおぞらに属するものとする。

(7) ロゴマークを使用した表現・表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意すること。使用に関するクレーム等には、NPO あおぞら及び事務局は一切責任を負わない事とする。

### 3. デザイン

使用者は、ロゴマークのデザインについては「原本データ」を遵守すること。

### 4. 使用申請方法

(1) ロゴマークの使用を希望する者は、それぞれホームページ上で案内するロゴマーク使用申請方法により事務局あてに、申請するものとする。

なお、当該申請により提出した使用者の情報及び使用者がロゴマークを活用して実施する取組の内容については、NPO あおぞら及び事務局にてホームページへの掲載を含む情報発信等に活用できるものとする。

(2) 事務局は内容を審査の上、本規約に適合すると認めた申請について、それぞれロゴマーク使用に関する審査結果を通知する。

(3) 事務局は、ロゴマークの使用申請及び使用にあたって必要に応じて条件を付すことができる。また、ロゴマーク使用の承認を受けた者が、本規約に違反した場合には、是正のための措置及び承認の取り消しを遡及も含めて行うことができる。

### 5. 承認内容の変更

使用者が承認を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめロゴマーク使用変更の内容を事務局に届け出を行い、使用に関する再審査を受けなければならない。

### 6. 承認内容の廃止

前項4の規定に基づきロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用を止めたときは、使用廃止を事務局に届け出をしなければならない。

### 7. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

## 8. 遵守事項

(1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、ロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。

(2) ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。

(3) 使用者は、ロゴマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。

(4) 使用者は、事務局から要請がある場合は、ロゴマークの使用実態の報告等に協力すること。

## 9. 使用期間

使用期間は設けない。

## 10. その他

いかなる場合にあっても NPO あおぞらは、使用者がこの規約に違反した場合やその他不相当と認める場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すことができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。なお、本規約の解釈その他疑義は NPO あおぞら理事長が決定する。

## 11. 施行年月日

本規約は令和2年8月1日から施行する。NPO あおぞらは、本規約の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 12. 規約の変更

NPO あおぞらが本規約を更新し、利用条件を変更した場合は、既に許諾を行った利用に関しても変更後の規約及び利用条件を適用する。

以上

【見本】

年 月 日

## 東長崎 非公認ロゴマーク使用申請書

「東長崎 非公認ロゴマーク使用規約」に同意の上、以下のとおり使用申請いたします。

1	申請者	
2	申請者（ふりがな）	
3	申請者の業種	選択してください
4	申請者のホームページ URL	
5	ホームページリンクの可否	選択してください
6	参加単位	選択してください
7	郵便番号	
8	都道府県	選択してください
9	市区町村郡、丁目・番地・号	
10	建物名・号室	
11	担当者名	
12	担当者名（ふりがな）	
13	担当者所属部署	
14	電話番号	
15	FAX 番号	
16	メールアドレス	@
17	ロゴマークの使用用途	選択してください
18	具体的な使用用途	※使用用途の例 ホームページへ掲載、名刺への印刷、東長崎の普及・啓発に関する企業活動、商品開発 等
※事務局 記入欄		特定非営利活動法人 NPO あおぞら
	受付日	
	一連番号	
	処理完了日	

2020.08